

## 利用調整基準表

		保護者（父母）の状況		基準 点数	
区分	内訳				
労働	自営・ 内職以外	月20日以上 の就労	1日7時間以上の就労を常態とする場合	90	
			1日5時間以上7時間未満の就労を常態とする場合	80	
			1日4時間以上5時間未満の就労を常態とする場合	70	
		月16日以上 20日未満の就労	1日7時間以上の就労を常態とする場合	85	
			1日5時間以上7時間未満の就労を常態とする場合	75	
			1日4時間以上5時間未満の就労を常態とする場合	65	
		月12日以上 16日未満の就労	1日7時間以上の就労を常態とする場合	80	
			1日5時間以上7時間未満の就労を常態とする場合	70	
			1日4時間以上5時間未満の就労を常態とする場合	60	
	自営	中心者	月20日 以上の就労	1日7時間以上の就労を常態とする場合	90
				1日5時間以上7時間未満の就労を常態とする場合	80
				1日4時間以上5時間未満の就労を常態とする場合	70
			月16日 以上20日 未満の就労	1日7時間以上の就労を常態とする場合	85
				1日5時間以上7時間未満の就労を常態とする場合	75
				1日4時間以上5時間未満の就労を常態とする場合	65
			月12日 以上16日 未満の就労	1日7時間以上の就労を常態とする場合	80
				1日5時間以上7時間未満の就労を常態とする場合	70
				1日4時間以上5時間未満の就労を常態とする場合	60
		協力者	月20日 以上の就労	1日7時間以上の就労を常態とする場合	70
				1日5時間以上7時間未満の就労を常態とする場合	67
				1日4時間以上5時間未満の就労を常態とする場合	64
			月16日 以上20日 未満の就労	1日7時間以上の就労を常態とする場合	67
				1日5時間以上7時間未満の就労を常態とする場合	64
				1日4時間以上5時間未満の就労を常態とする場合	61
	月12日 以上16日 未満の就労	1日7時間以上の就労を常態とする場合	64		
		1日5時間以上7時間未満の就労を常態とする場合	61		
		1日4時間以上5時間未満の就労を常態とする場合	58		
内職	月20日以上 の就労	1日7時間以上の就労を常態とする場合	65		
		1日5時間以上7時間未満の就労を常態とする場合	62		
		1日4時間以上5時間未満の就労を常態とする場合	59		
	月16日以上 20日未満の就労	1日7時間以上の就労を常態とする場合	62		
		1日5時間以上7時間未満の就労を常態とする場合	59		
		1日4時間以上5時間未満の就労を常態とする場合	56		
	月12日以上 16日未満の就労	1日7時間以上の就労を常態とする場合	59		
		1日5時間以上7時間未満の就労を常態とする場合	56		
		1日4時間以上5時間未満の就労を常態とする場合	53		
	内定	就労予定日数及び時間を上記基準に当てはめ、基準点数をその-5点とする。ただし、最低基準点数は、51点とする。		/	
	妊娠又は 出産	妊娠又は出産のため保育に当たれない場合（出産予定月の2月前の月の初日から出産した日を起算日として8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間）			90
	疾病又は 負傷	入院（おおむね1か月以上とし、入院予定を含む。）			90
居宅内 治療		常時病床に就いている場合		90	
		精神性	精神障害者保健福祉手帳3級以上	90	
上記以外の程度			80		
一般治療		安静を要する場合		80	
	週3日程度の通院を要する場合		70		
障害	身体障害者手帳1・2級			90	
	精神障害者保健福祉手帳3級以上、愛の手帳1・2度			90	
	身体障害者手帳3・4級、愛の手帳3度			80	
	上記以外の場合			70	

介護又は 看護	自宅介護	重度障害児等の全介護	90
		常時観察と介護（食事・排せつ・入浴の介護）に当たっている場合（全介護を除く。）	80
		上記以外の場合	70
	施設等 付添い	常時付添看（介）護に当たっている場合	90
		入院又は週3日以上通院等の付添い	80
		上記以外の場合	70
災害復旧	災害による家屋の損傷その他災害復旧のため、保育に当たることができない場合		90
求職活動	求職活動をしている場合		50
在学	就学している場合		60
職業訓練	職業訓練を受けている場合		60
児童虐待	児童相談所等の機関から保育所等の利用が適当と認められ、児童虐待の防止等に関し、特別な支援を要する状態の場合		110
配偶者 暴力	配偶者からの暴力により保育を行うことが困難である場合		110
ひとり親 家庭	死亡・離婚・未婚・行方不明・拘禁による不存在の場合		110
その他	市長が特に必要と認める場合		110

#### 利用調整表

内容	調整 点数
障害児保育の必要がある世帯	+20
生活保護世帯	+10
保護者の双方が障害の場合	+10
認証保育所、保育室等に預けている場合	+10
産休明け等で職場復帰しなければならない場合	+10
現に兄弟姉妹が保育所等を利用している場合又は兄弟姉妹が同時に保育所等の利用を希望している場合	+5
保護者のいずれかが保育士、保育教諭、幼稚園教諭又は放課後児童支援員として就労している場合	+5
市町村民税非課税世帯	+5
就労実績日数が基準に満たない場合（月12日以上16日未満の就労の基準点数からマイナスする。ただし、マイナスした後の最低基準点数は、50点とする。）	-10
健康で不就労の65歳未満の同居の親族等（祖父母を除く。）がいる場合	-10
健康で不就労の65歳未満の同居の祖父母がいる場合	-20
3か月分以上6か月分未満の利用者負担額の滞納がある場合	-20
6か月分以上12か月分未満の利用者負担額の滞納がある場合	-30
12か月分以上の利用者負担額の滞納がある場合	-50

#### 備考

- 1 利用の調整の際には、保護者（父母）それぞれの基準点数を合算し、調整点数を加算して得た点数及び当該保護者が利用を希望する保育所等の希望順位（以下「点数等」という。）を考慮する。ただし、新たに保育所等の利用を希望している児童の保護者と転所を希望している児童の保護者が同じ点数である場合は、希望順位にかかわらず、新たに保育所等の利用を希望している児童の保護者を優先する。
- 2 点数等を考慮してもなお利用の調整の必要がある場合には、現に保育所等を利用している兄弟姉妹と同一の保育所等の利用を希望している、又は兄弟姉妹が同時に同一の保育所等の利用を希望している児童の保護者を優先する（当該保育所等と同じ保育所等の利用を希望している児童の保護者と利用の調整をする場合に限る。）。
- 3 調整点数は、公簿等又は申込者から提出される書類で事実が確認できる場合に適用する。